 東科協2018-005

平成30年2月吉日

東京科学機器協会　会員各位

   東京科学機器協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　選挙管理委員会

委員長　野中　智臣

**2018/2019年度 理事選挙実施について（予告）**

**今回の選挙により、新法人（一般社団法人東京科学機器協会）の理事が選出されます。**

平成３０年５月３０日(水) 上野精養軒において本会通常総会が開催されますが、今年は役員の改選期に当たりますので、目下選挙実施のための準備を進めているところです。

さて、理事選挙には特例として認められる事前届出制度があり、その届出期限も決められていますので、下記各項をご一読の上、必要に応じて手続きをしてください。

記

**●理事の選挙について**

理事選挙は、『東京科学機器協会役員選任に関する規約』第２条及び第３条に基づき、選挙実施日直前の３月末日現在における会員を対象として、その登録代表者を被選挙人とする『理事被選挙人名簿』を作成し、**会員の投票によって行います。**

**●被選挙人代理登録制度について**

会員の登録代表者が、相談役・監事候補者である場合又はやむを得ない事由で理事とし

て活動ができない場合には、事前に『理事被選挙人代理登録願』を提出し、理事会の承認を経た上で、**登録代表者に準ずる人**を被選挙人として登録することができる制度です。

　なお、**当選した後に理事の代理を立てることはできません** ので十分ご注意ください。

◎ 理事被選挙人代理登録をご希望の場合は、協会事務局にご連絡いただき、事務局から送付される所定の様式に署名・押印の上、３月末日までに提出してください。

**●被選挙人登録辞退制度について**

やむを得ない事情があって被選挙人となることを辞退される会員登録代表者は、事前に

選挙管理委員長に対し『理事被選挙人登録辞退届』を提出の上、辞退することができます。これは、**『清き一票』が 無駄になることを防ぐための制度です。**

* 理事被選挙人登録を辞退される場合は、協会事務局にご連絡いただき、事務局から送付される所定の様式に署名・押印の上、**３月末日までに提出**してください。

**裏面もご覧ください。**

**【重　要】**

5月30日開催の第73回通常総会では、任意団体としての東京科学機器協会を解散、新法人の設立総会を開催し、一般社団法人東京科学機器協会へ移行いたします

（新法人への移行と新定款案については、平成29年5月30日開催の第72回通常総会にて決議、承認されております。）

今回の理事選挙は、新法人の設立総会直前に行われますが、選挙結果を含め、全ての権利義務、資産負債を新法人へ引き継ぎます。

今回の選挙で選出される理事は、新法人　一般社団法人東京科学機器協会の理事となります。

※ ご不明の点がありましたら協会事務局《℡ 03-3661-5131》にお問い合わせください。

以 上